

# 横浜みどり税

「横浜みどり税」は  
「横浜みどりアップ計画」を進めていくために  
ご負担いただいています。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から30年度まで市民の皆様にご負担いただいていた。今後も「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。

横浜みどり税の  
税額

個人市民税均等割に年間 **900円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※引き続きご負担いただく課税年度は、令和元年度～令和5年度です。



横浜みどりアップ 葉っぴー

横浜みどり税の  
使いみち

- 1 樹林地・農地の確実な担保
- 2 身近な緑化の推進
- 3 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4 ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



## 計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

## 5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

### 計画の柱1

市民とともに  
次世代につなぐ森を育む

#### 5か年の主な取組

- 300haの樹林地を新規指定
- 指定した樹林地における維持管理の支援
- 森に関わるきっかけとなるイベントや広報を実施



保全した市民の森

### 計画の柱2

市民が身近に  
農を感じる場をつくる

#### 5か年の主な取組

- 水田の継続的な保全を支援
- 様々な農園を開設するなど農とふれあう機会を提供
- 市民や企業と連携した地産地消の推進



保全した水田

### 計画の柱3

市民が実感できる  
緑や花をつくる

#### 5か年の主な取組

- 地域で愛されている並木を再生
- 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組を推進
- 緑花による魅力ある空間づくりを推進



魅力ある空間づくり

この3つの計画と合わせ、効果的な広報の展開に取り組みます



## 森林環境税と横浜みどり税

Q

国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？

A

目的と使いみちが異なります。

森林環境税の具体的な目的は、林業が成り立たない地方の山間部の森林を整備することです。森林環境税の都市部での主な使いみちは、その整備事業で生み出された国内産木材を消費地として、購入・利用することであり、本市では、木材利用の推進に活用します。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、森林環境税と横浜みどり税は、目的と使いみちが異なります。



### ●森林環境税・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	令和元年度から一定の基準で譲与（令和5年度までは譲与税特別会計による借入れで対応）
使いみち	市町村は、森林環境譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

### 【お問い合わせ】

#### ●「横浜みどり税」について

▶ 財政局税務課

電話：045-671-2253

FAX：045-641-2775

#### ●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」について

▶ 環境創造局政策課

電話：045-671-4214

FAX：045-641-3490

#### ●「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の各事業について

▶ 環境創造局みどりアップ推進課

電話：045-671-2712

FAX：045-224-6627